

鳥取県告示第251号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定によりその例によることとされる同法第252条の2第1項の規定により、鳥取県日野地区連携・共同協議会規約の一部を改正したので、同法第252条の6の規定によりその例によることとされる同法第252条の2第2項の規定により、次のとおりその規約を告示する。

平成25年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県日野地区連携・共同協議会規約の一部を改正する規約

鳥取県日野地区連携・共同協議会規約（平成22年鳥取県告示第461号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(事務所の所在地) 第5条 協議会の事務所は、鳥取県日野郡日野町根雨140-1に置く。	(事務所の所在地) 第5条 協議会の事務所は、鳥取県日野郡日野町根雨140-1 <u>(鳥取県日野総合事務所内)</u> に置く。
(幹事会の設置) 第16条 略 2 幹事会は、 <u>鳥取県の日野郡3町との連携、共同処理の推進に関する事務を所掌する部局の長並びに日南町、日野町及び江府町の副町長及び総務担当課長</u> をもってこれを組織する。	(幹事会の設置) 第16条 略 2 幹事会は、 <u>鳥取県日野総合事務所県民局長並びに日南町、日野町及び江府町の副町長及び総務担当課長</u> をもってこれを組織する。
3 略	3 略

附 則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。